主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は、事実誤認と量刑不当を主張するに過ぎないものであるから、当法律審に 対する上告理由としては認め難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二六年三月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野		毅
裁判官	齌	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎